年　　月　　日

　野々市市農業活性化協議会　宛

化学肥料低減定着事業交付金交付申請書兼請求書

　化学肥料低減定着事業交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請及び請求いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　申請者 | 法人名 |  |
| 代表者（役職・氏名） |  |
| 住所 | 〒　　　－ |
| 担当者（所属・役職・氏名） |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請（請求）額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　振込先 |  | 銀行・金庫・組合・農協 |  | 本店・支店・出張所・本所・支所 |
| 金融機関コード |  |  |  |  | 支店コード |  |  |  |
| 店番　　　　　　　　　（ゆうちょ銀行のみ記載） |  | 預金種別 | 普通 | 当座 |
| □ | □ |
| 口座番号（右詰めで記載） |  |  |  |  |  |  |  |
| （フリガナ）口座名義 |  |
|  |

交付金の申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下の内容について誓約・同意する | チェック欄 |  |
| １　化学肥料低減定着対策事業地域計画書（取組個票）の要件をすべて満たします。２　申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。３　国から野々市市農業活性化協議会（以下市協議会）を通じて、もしくは、市協議会から独自に検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。４　申請において虚偽が判明した場合は、交付金の全額を返還します。５　市協議会への交付申請額及び事務費の総額が、県協議会より交付された交付金の額を上回った場合、交付金の単価を減額し交付いたしますが、これに応じます。６　虚偽申請若しくは、申請書又は添付書類の不備による振込不能等があり、市協議会が確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われないとき、その他当方の責めに帰すべき事由により交付金の交付ができなかったときは、当該申請を取り下げたものとします。（注）誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に〇を記載すること。 |

**化学肥料低減定着事業交付金交付申請チェックリスト**

肥料の販売を行う事業者が、以下の要件を満たす低成分肥料銘柄（以下「対象肥料」という。）を地域の農業者に販売した場合、その販売量に応じて、販売額の一部を支援する。

【取組要件】

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 以下の肥料銘柄であること。1. 早生一発くんＮＥＯ
2. コシ一発くんＮＥＯα
3. コシ一発くんＮＥＯβ
4. 有機アグレット６５５エコ
5. 有機アグレット８２５エコ
6. みんなゆうきペースト
7. フレーバーペースト７３４
8. ネオペーストＳＲ５０２
 |
| □ | R5.6.1からR6.1.31までに売買契約を締結した、又は締結することが確実なものであって、R6.3.31までに納品するもの |
| □ | 対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。（１）対象肥料の小売価格を令和５年６月１日から化学肥料低減定着事業要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。（２）（１）以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を、当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。 |
| □ | 対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、上記（１）（２）の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である100円/20kg（5円/㎏）分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。 |

【添付書類】

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 販売対象農家一覧 |
| □ | 農業者ごとの対象肥料の販売数量、契約日、納品日、販売額が確認できる書類（契約書（予約注文書）、請求書、納品書、領収書の写し　等） |
| □ | 対象肥料の小売価格を令和５年６月１日から化学肥料低減定着事業要領の施行日までの間に設定したことを証明できる資料（もしくは、卸売価格が分かる書類をもって、対象肥料の小売価格の適正性を証明できる資料） |
| □ | 化学肥料低減定着事業交付金交付申請チェックリスト |